

工事における週休2日の取得に要する費用の
計上に係る計算仕様

平成30年10月

国土交通省
九州地方整備局 企画部技術管理課

目 次

1. 概要	1
2. 労務費	1
労務調整係数を用いた割増について	2
除雪工労務単価補正の場合について	3
労務単価補正（昼間）	5
労務調整係数による補正	6
冬期労務補正（北海道開発局、東北、北陸地方整備局のみ）	7
労務調整係数及び冬期労務補正による補正（北海道開発局、東北、北陸地方整備局のみ）	8
3. 機械賃料	10
昼間（夜間割増無し）	11
夜間割増有り	12
4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価	13
5. 間接工事費における週休2日の補正の計算	16

1. 概要

建設業の働き方改革を推進する観点から試行している週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、公告日が「平成30年04月01日」以降の工事積算に適用される補正係数による、週休2日の補正を行う場合の直接工事費、共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本仕様により実施する。

直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す3種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

- ・ 労務費
- ・ 機械賃料
- ・ 土木工事標準単価

このうち「労務費」と「機械賃料」について、補正済み単価の計上方法を記載する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

2. 労務費

週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

労務費には「夜間工事による労務単価の割増」と、北海道開発局・東北、北陸地方整備局の「冬期労務補正」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」及び「冬期労務補正」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

（補正式）

- 「夜間工事による労務単価の割増」が**労務調整係数を用いた割増**の場合

$$\begin{aligned} \text{補正済み単価} &= \{ \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比} \times \text{労務調整係数} \\ &\quad + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}) \\ &\quad \times (1 + 0.0625 \times \text{超過時間}2) \times 8 \div (8 + \text{超過時間}1) \\ &\quad + (\text{労務単価} \times \text{冬期労務補正率}) \} \times \text{週休2日の補正係数} \end{aligned}$$

- 「夜間工事による労務単価の割増」が**一括割増**の場合

$$\begin{aligned} \text{補正済み単価} &= \{ (\text{労務単価} \times \text{一括割増率}) + (\text{労務単価} \times \text{冬期労務補正率}) \} \\ &\quad \times \text{週休2日の補正係数} \end{aligned}$$

- 「冬期労務補正」除雪工労務単価補正の場合

$$\begin{aligned} \text{補正済み単価} &= \{ (\text{労務単価} \times \text{構成比} \times \text{労務費調整係数}) \\ &\quad + (\text{労務単価} \times \text{冬期労務補正率}) \} \times \text{週休2日の補正係数} \end{aligned}$$

週休2日の補正の種類により、労務費に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

(平成30年度) 4週8休以上：1.05

(平成30年度) 4週7休以上、4週8休未満：1.03

(平成30年度) 4週6休以上、4週7休未満：1.01

【補足説明1：「労務調整係数を用いた割増」について】

説明1. 労務調整係数

積算上での労務単価は人日(8h)として計上している。その為、割り増し(残業)分を含めた実労働時間が労務単価(所定労働時間)の時間にて何時間になるか計算し、実労働時間の時間にて時給を均し労務単価(所定労働時間)の時給の何倍になるか算出したものが労務調整係数となる。

労務調整係数を使用した単価補正の計算式は以下となる。

$$\begin{aligned} & \text{補正単価} = \text{労務単価} \times \text{労務構成比} \times \text{労務調整係数} \\ & \quad \left[\text{割増対象分} \right] \\ & + \left(\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{労務構成比} \right) \times \left(1 + (0.5 \div 8) \times \text{超過時間2} \right) \\ & \quad \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \\ & \quad \left[\text{超過勤務時間を加味した割増対象外分} \right] \end{aligned}$$

※以降の計算例において、(0.5 ÷ 8)は計算済みの値(0.0625)と示す。

説明2. 超過時間

「超過時間1」および「超過時間2」はそれぞれ以下の内容を示す。

超過時間1：所定労働時間外の超過時間(時間外)

超過時間2：所定労働時間内の20時～6時にかかる時間

例えば、実労働時間が以下の場合、超過時間1は4.5h、超過時間2は6hとなる。

1.0	1.5		1.5	1.5 α	1.25 α	1.25 α
18	20	22	24	2	4	6
所定労働時間(2)	所定労働時間(6)+1 深夜割増			時間外 深夜割増	時間外+0.5	
2h	6h			2h	2.5h	

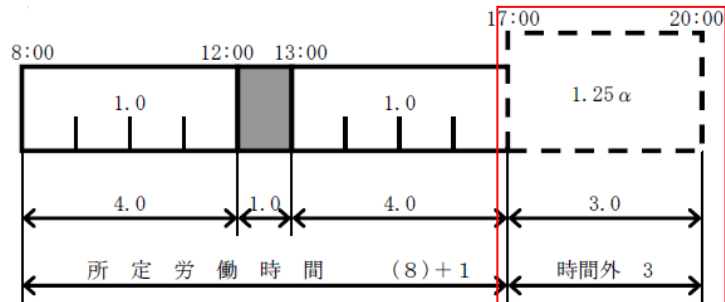
超過時間2
(深夜割増)

超過時間1
(時間外+深夜割増)
(時間外)

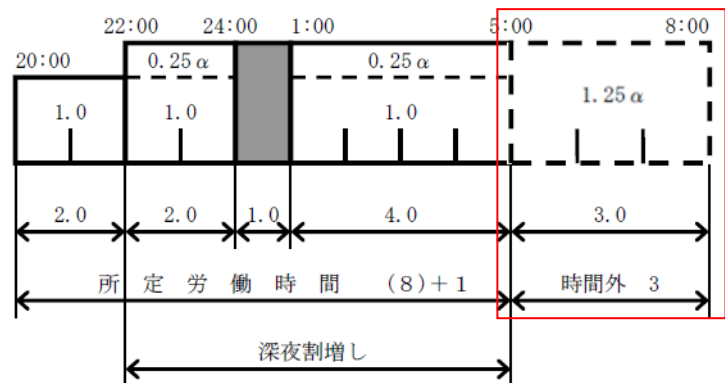
【補足説明 2 : 「除雪工労務単価補正の場合」について】

道路除雪工における「労務単価の時間当り補正係数の考え方」により労務単価を補正する。

- (1) 昼間除雪作業において8時から 17 時を所定労働時間（8 h）とし、17 時以降の時間帯は時間外賃金として計上する場合の「労務調整係数」は 1.25 となる。（図の赤枠の時間帯）



- (2) 夜間除雪作業において 20 時から 5 時を所定労働時間（8 h）とし、5 時以降の時間帯は時間外賃金として計上する場合の「労務調整係数」は（1）と同様に 1.25 となる。（図の赤枠の時間帯）



労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。

A：「夜間工事による労務単価の割増」などによる補正

- ・「夜間工事による労務単価の割増」が労務調整係数を用いた割増の場合

$$\begin{aligned} \text{①補正済み単価} &= (\text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比} \times \text{労務調整係数} \\ &\quad + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}) \\ &\quad \times (1 + 0.0625 \times \text{超過時間} 2) \times 8 \div (8 + \text{超過時間} 1) \\ &\quad) \times \text{週休} 2 \text{日の補正係数} \end{aligned}$$

- ・「夜間工事による労務単価の割増」が一括割増の場合

$$\text{②補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{一括割増率}) \times \text{週休} 2 \text{日の補正係数}$$

- ・除雪工労務単価補正の場合

$$\text{③補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{構成比} \times \text{労務費調整係数}) \times \text{週休} 2 \text{日の補正係数}$$

B：冬期労務補正

補正式パターンは以下となる。

- ・単独の場合

$$\text{④補正単価} = (\text{労務単価} \times (1 + \text{冬期労務補正率})) \times \text{週休} 2 \text{日の補正係数}$$

- ・Aと同時に適用する場合

$$\text{⑤冬期労務補正単価加算額} = (\text{労務単価} \times \text{冬期労務補正率}) \times \text{週休} 2 \text{日の補正係数}$$

を算出したのち、以下のように加算。

$$\text{補正単価} = A + \text{⑤}$$

【補足説明：AとB同時適用】

	週休2日の補正無し※現状の端数処理	週休2日の補正あり
A単独	Aの①または②または③の補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。	Aの①または②または③の補正式で計算した値に対し週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。
B単独	Bの④の補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。	Bの④の補正式で計算した値に対し週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。
AとB同時適用	Aの①または②または③の補正式で計算した値を <u>円未満切捨ての端数処理</u> 、また⑤の式で計算した値にも <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行ったのち、Aと⑤を加算する。	Aの①または②または③の補正式で計算した値を <u>週休2日の補正係数を適用したあと円未満切捨ての端数処理</u> 、また⑤の式で計算した値にも <u>週休2日の補正係数を適用したあと円未満切捨ての端数処理</u> を行ったのち、Aと⑤を加算する。

労務費の補正について以下の労務を用いて計算例を示す。

名称 : 普通作業員

単価 : 20,200

割増対象賃金比 : 0.885

※上の例は東京(H30年4月)の単価

1) 労務単価補正 (昼間)

他の労務単価補正を行っていない状態から週休2日の補正 (4週8休以上) をおこなう場合を示す。

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	普通作業員	人	1	20,200



↓ 1.05倍

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	普通作業員	人	1	21,210

$$\begin{aligned} \text{週休2日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数} \\ &= 20,200 \times \underline{1.05} \\ &= 21,210 \quad \text{※小数点以下切り捨て} \end{aligned}$$

2) 労務調整係数による補正

労務調整係数による労務単価補正をおこなっている状態から週休2日の補正（4週8休以上）をおこなう場合を示す。

1.0	1.5		1.5	1.5 α	1.25 α	1.25 α
18	20	22	24	2	4	6
所定労働時間(2)	所定労働時間(6)+1 深夜割増			時間外 深夜割増	時間外+0.5	
2 h	6 h			2 h	2.5 h	

超過時間1、超過時間2は以下となる。

超過時間1：4.5h

超過時間2：6h

また、上の場合の労務調整係数の算出結果は以下となる。

- ① 18:00～20:00 (2h) $2 \times 1.0 = 2$ (所定労働時間)
- ② 20:00～3:00 (6h) $6 \times 1.5 = 9$ (所定労働時間) (深夜割増し)
- ③ 3:00～5:00 (2h) $2 \times 1.5 = 3$ (時間外) (深夜割増し)
- ④ 5:00～8:00 (2.5h) $2.5 \times 1.25 = 3.125$ (時間外)

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \div (2+6+2+2.5) \text{ 時間} = 1.37 \text{ (労務調整係数)}$$

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	普通作業員	人	1	26,535

$$\begin{aligned}
 \text{労務調整係数の補正後単価} &= \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比} \times \text{労務調整係数} \\
 &+ (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}) \\
 &\times (1 + 0.0625 \times \text{超過時間2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \\
 &= 20,200 \times 0.885 \times 1.37 \\
 &+ (20,200 - 20,200 \times 0.885) \times (1 + 0.0625 \times 6) \\
 &\times 8 \div (8 + 4.5) \\
 &= 26,535 \quad \text{※小数点以下切り捨て}
 \end{aligned}$$



↓ 1.05倍

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	普通作業員	人	1	27,862

労務調整係数の補正及び

$$\begin{aligned}
 \text{週休2日の補正後単価} &= (\text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比} \times \text{労務調整係数} \\
 &\quad + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}) \\
 &\quad \times (1 + 0.0625 \times \text{超過時間2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \\
 &\quad) \times \text{週休2日の補正係数} \\
 &= (20,200 \times 0.885 \times 1.37 \\
 &\quad + (20,200 - 20,200 \times 0.885) \times (1 + 0.0625 \times 6) \\
 &\quad \times 8 \div (8 + 4.5) \\
 &\quad) \times 1.05 \\
 &= 27,862 \quad \text{※小数点以下切り捨て}
 \end{aligned}$$

3) 冬期労務補正（北海道開発局、東北、北陸地方整備局のみ）

冬期労務補正をおこなっている状態から週休2日の補正（4週8休以上）をおこなう場合を示す。

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	普通作業員	人	1	21,008

$$\begin{aligned}
 \text{冬期労務補正の補正後単価} &= \text{労務単価} \times (1 + \text{冬期労務補正率}) \\
 &= 20,200 \times (1 + 0.04) \\
 &= 21,008 \quad \text{※小数点以下切り捨て}
 \end{aligned}$$



↓ 1.05倍

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	普通作業員	人	1	22,058

冬期労務補正の補正及び

$$\begin{aligned}
 \text{週休2日の補正後単価} &= \text{労務単価} \times (1 + \text{冬期労務補正率}) \\
 &\quad \times \text{週休2日の補正係数} \\
 &= 20,200 \times (1 + 0.04) \\
 &\quad \times 1.05 \\
 &= 22,058 \quad \text{※小数点以下切り捨て}
 \end{aligned}$$

4) 労務調整係数及び冬期労務補正による補正（北海道開発局、東北、北陸地方整備局のみ）

労務調整係数による労務単価補正及び冬期労務補正をおこなっている状態から週休2日の補正（4週8休以上）をおこなう場合を示す。

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	普通作業員	人	1	27,343

$$\begin{aligned}
 \text{A 労務調整係数の補正後単価} &= \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比} \times \text{労務調整係数} \\
 &+ (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}) \\
 &\times (1 + 0.0625 \times \text{超過時間} 2) \times 8 \div (8 + \text{超過時間} 1) \\
 &= 20,200 \times 0.885 \times 1.37 \\
 &+ (20,200 - 20,200 \times 0.885) \times (1 + 0.0625 \times 6) \\
 &\times 8 \div (8 + 4.5) \\
 &= 26,535 \quad \text{※小数点以下切り捨て}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{B 冬期労務補正の補正加算分} &= \text{労務単価} \times \text{冬期労務補正率} \\
 &= 20,200 \times 0.04 \\
 &= 808 \quad \text{※小数点以下切り捨て}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &\text{労務調整係数の補正及び} \\
 &\text{冬期労務補正の補正後単価} = \text{A 労務調整係数の補正後単価} \\
 &\quad + \text{B 冬期労務補正の補正加算分} \\
 &= 26,535 \\
 &\quad + 808 \\
 &= 27,343 \quad \text{※小数点以下切り捨て}
 \end{aligned}$$



↓ 1.05倍

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	普通作業員	人	1	28,710

A 労務調整係数の補正及び

$$\begin{aligned} \text{週休 2 日の補正後単価} &= (\text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比} \times \text{労務調整係数} \\ &\quad + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}) \\ &\quad \times (1 + 0.0625 \times \text{超過時間 2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間 1}) \\ &\quad) \times \text{週休 2 日の補正係数} \\ &= (20,200 \times 0.885 \times 1.37 \\ &\quad + (20,200 - 20,200 \times 0.885) \times (1 + 0.0625 \times 6) \\ &\quad \times 8 \div (8 + 4.5) \\ &\quad) \times 1.05 \\ &= 27,862 \quad \text{※小数点以下切り捨て} \end{aligned}$$

B 冬期労務補正の補正及び

$$\begin{aligned} \text{週休 2 日の補正後加算分} &= \text{労務単価} \times \text{冬期労務補正率} \times \text{週休 2 日の補正係数} \\ &= 20,200 \times 0.04 \times 1.05 \\ &= 848 \quad \text{※小数点以下切り捨て} \end{aligned}$$

労務調整係数の補正及び

冬期労務補正の補正及び

$$\begin{aligned} \text{週休 2 日の補正後単価} &= \text{A 労務調整係数の補正及び週休 2 日の補正後単価} \\ &\quad + \text{B 冬期労務補正の補正及び週休 2 日の補正後加算分} \\ &= 27,862 \\ &\quad + 848 \\ &= 28,710 \quad \text{※小数点以下切り捨て} \end{aligned}$$

3. 機械賃料

機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \underline{\text{週休2日の補正係数}}$$

週休2日の補正の種類により、機械賃料に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

(平成30年度) 4週8休以上：1.04

(平成30年度) 4週7休以上、4週8休未満：1.03

(平成30年度) 4週6休以上、4週7休未満：1.01

機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。

機械賃料の補正について以下の機械賃料を用いて計算例を示す。

名称 : トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型]
 規格 : 4.9 t 吊
 単価 : 30,800
 ※長期割引補正済み単価

1) 昼間 (夜間割増無し)

夜間割増をおこなっていない状態から週休2日の補正 (4週8休以上) をおこなう場合を示す。

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] 4.9 t 吊	日	1	30,800



↓ 1.04倍

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] 4.9 t 吊	日	1	32,000

$$\begin{aligned}
 \text{週休2日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数} \\
 &= 30,800 \times 1.04 \\
 &= 32,032 \\
 &= 32,000 \quad \text{※有効3桁4桁目四捨五入}
 \end{aligned}$$

2) 夜間割増有り

夜間割増をおこなっている状態から週休2日の補正（4週8休以上）をおこなう場合を示す。

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] 4.9t吊	日	1	35,400

$$\begin{aligned}
 \text{夜間割増後単価} &= \text{補正前単価} \times (1 + \text{夜間割増補正值}) \\
 &= 30,800 \times (1 + 0.15) \\
 &= 35,420 \\
 &= 35,400 \quad \text{※有効3桁4桁目四捨五入}
 \end{aligned}$$



↓ 1.04倍

No	名称・規格	単位	数量	単価
1	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] 4.9t吊	日	1	36,800

$$\begin{aligned}
 \text{週休2日の補正後単価} &= (\text{補正前単価} \times (1 + \text{夜間割増補正值}) \\
 &\quad) \times \text{週休2日の補正係数} \\
 &= (30,800 \times (1 + 0.15) \\
 &\quad) \times 1.04 \\
 &= 36,836.8 \\
 &= 36,800 \quad \text{※有効3桁4桁目四捨五入}
 \end{aligned}$$

4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価

施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「各地方整備局等の積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械賃料・土木工事標準単価を用いて算出する。

【各地方整備局等の積算地区・積算年月における単価】

- ・ 労務費：R1t'、R2t'、R3t'、R4t'
- ・ 機械賃料：K1t'、K2t'、K3t' ※賃料のみ
- ・ 土木工事標準単価：Q1t' ※土木工事標準単価のみ
- ・ 構成比(%)：Kr、Rr、Zr、Qr

$$\begin{aligned}
 P' = P \times & \left\{ \left[\frac{K1r}{100} \times \frac{K1t'}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3t'}{K3t} \right] \times \frac{Kr}{K1r + K2r + K3r} \right. \\
 & + \left[\frac{R1r}{100} \times \frac{R1t'}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4t'}{R4t} \right] \times \frac{Rr}{R1r + R2r + R3r + R4r} \\
 & + \left[\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4t'}{Z4t} \right] \times \frac{Zr}{Z1r + Z2r + Z3r + Z4r} \\
 & + \left[\frac{Q1r}{100} \times \frac{Q1t'}{Q1t} \right] \times \frac{Qr}{Q1r} \\
 & \left. + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Qr}{100} \right\}
 \end{aligned}$$

凡例

 …… 週休2日の補正後の値

市場単価を含む施工パッケージについては、市場単価は週休2日の補正対象外であるため、Q1t'は補正されない。

■週休2日の補正を適用した場合の施工パッケージ積算単価P'の計算例

【計算例（大阪地区の場合）】

- ・施工パッケージ名称：L型擁壁
- ・条件区分：高炉 24-12-25(20)、鉄筋量 0.08t/m³ 以上 0.10t/m³ 未満
基礎砕石有り、均しコンクリート有、仮囲いジェットヒータ養生、
圧送管延長無し
- ・標準単価：47,210 円

○L型擁壁の代表規格・構成比

	規格	構成比 (%)	東京(H29.4) (円)	大阪(H30.4) (円)	補正対象
K		2.45	—	—	
K1	コンクリートポンプ車 [トラック架装・ブーム式] 圧送能力 90～110m ³ /h	1.34	51,800	51,800	
K2	業務用可搬型ヒータ [ジェットヒータ] [油だき・熱風・直火型] 熱出力 126MJ/h (30, 100kcal/h) 油種 灯油 (賃料)	0.34	747	715	○
K3	発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動] 定格容量 (50/60Hz) 2.7/3kVA	0.22	416	416	
R		42.27	—	—	
R1	普通作業員	15.18	19,700	18,000	○
R2	型わく工	9.94	24,700	23,500	○
R3	土木一般世話役	3.45	23,300	22,500	○
R4	特殊作業員	0.95	22,600	20,400	○
Z		42.61	—	—	
Z1	生コンクリート 高炉 24-12-25(20) W/C 55%	29.67	13,700	16,500	
Z2	鉄筋コンクリート用棒鋼SD345 D13	11.09	56,500	69,000	
Z3	灯油 白灯油 業務用 ミニローリー	1.29	62.2	73.7	
Z4	軽油 1.2号 パトロール給油	0.48	101	114	
S	鉄筋工 加工・組立共 一般構造物	12.67	66,500	51,000	

※機械単価、労務単価、材料単価、市場単価は仮定の単価とする。

- ・週休2日の補正：(平成30年度) 4週8休以上

○週休2日の補正後単価

上の表における「補正対象」賃料及び労務について、補正後の単価を以下に示す。

	規格	① 補正値	② 大阪(H30.4) (円)	週休2日の補正後単価 (①×②)	備考
K2	業務用可搬型ヒータ [ジェットヒータ] [油だき・熱風・直火型] 熱出力 126MJ/h (30, 100kcal/h) 油種 灯油 (賃料)	1.04	715	744	有効3桁 4桁目四捨五入
R1	普通作業員	1.05	18,000	18,900	小数点以下 切捨て
R2	型わく工	1.05	23,500	24,675	
R3	土木一般世話役	1.05	22,500	23,625	
R4	特殊作業員	1.05	20,400	21,420	

○積算単価P'

$$P'(\text{大阪 H30.4}) = 47,210$$

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{1.34}{100} \times \frac{51,800}{51,800} + \frac{0.34}{100} \times \frac{744}{747} + \frac{0.22}{100} \times \frac{416}{416} \right) \times \frac{2.45}{1.34 + 0.34 + 0.22} \right. \\
 & + \left(\frac{15.18}{100} \times \frac{18,900}{19,700} + \frac{9.94}{100} \times \frac{24,675}{24,700} + \frac{3.45}{100} \times \frac{23,625}{23,300} + \frac{0.95}{100} \times \frac{21,420}{22,600} \right) \times \frac{42.27}{15.18 + 9.94 + 3.45 + 0.95} \\
 & + \left(\frac{29.67}{100} \times \frac{16,500}{13,700} + \frac{11.09}{100} \times \frac{69,000}{56,500} + \frac{1.29}{100} \times \frac{73.7}{62.2} + \frac{0.48}{100} \times \frac{114}{101} \right) \times \frac{42.61}{29.67 + 11.09 + 1.29 + 0.48} \\
 & + \frac{12.67}{100} \times \frac{51,000}{66,500} \\
 & \left. + \frac{100 - 2.45 - 42.27 - 42.61 - 12.67}{100} \right\} = 49,570 \text{ (円/m}^3\text{)}
 \end{aligned}$$

※積算単価は、有効数字4桁、5桁目以降切り上げ。

凡例



・・・週休2日の補正後の値

5. 間接工事費における週休2日の補正の計算

週休2日を実施する工事において、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）に対して補正を行う

(1) 共通仮設費率

週休2日の補正の種類により、共通仮設費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

■共通仮設費率の補正係数

(平成30年度) 4週8休以上：1.04

(平成30年度) 4週7休以上、4週8休未満：1.03

(平成30年度) 4週6休以上、4週7休未満：1.01

補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。

①共通仮設費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率

共通仮設費率（補正前）の式

$$K_r = A \cdot P^b$$

K_r ：共通仮設費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

P ：共通仮設費対象額 A, b ：工種毎に決まる係数

②共通仮設費率（補正後）

除雪補正共通仮設費率 = ①共通仮設費率（補正前）×除雪工事補正係数

施工地域補正共通仮設費率 = ①共通仮設費率（補正前）×施工地域補正係数

②共通仮設費率（補正後） = 除雪補正共通仮設費率
+ 施工地域補正共通仮設費率
- ①共通仮設費率（補正前）

※小数点第3位四捨五入2位止め

③共通仮設費率（被災地及び週休2日の補正後）

③共通仮設費率（被災地及び週休2日の補正後） = ②共通仮設費率（補正後）

×被災地補正係数

×週休2日の補正係数

※小数点第3位四捨五入2位止め

【補足説明】

- ・③において被災地補正係数及び週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、どちらも補正係数「1」として計算する。

(2) 現場管理費

週休2日の補正の種類により、現場管理費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

■現場管理費率の補正係数

(平成30年度) 4週8休以上 : 1.05

(平成30年度) 4週7休以上、4週8休未満 : 1.04

(平成30年度) 4週6休以上、4週7休未満 : 1.02

補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。

①現場管理費率(補正前)

①は現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

現場管理費率(補正前)の式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

J_o : 現場管理費率 (%) (小数点第3位四捨五入2位止め)

$N p$: 現場管理費対象額 A, b : 工種毎に決まる係数

②現場管理費率(補正後)

$$\begin{aligned} \text{②現場管理費率(補正後)} &= \text{①現場管理費率(補正前)} \times \text{施工地域補正係数} \\ &+ \text{施工時期補正值} \\ &+ \text{砂防・地すべり工事補正值} \\ &\text{※小数点第3位四捨五入2位止め} \end{aligned}$$

③現場管理費率(被災地及び週休2日の補正後)

$$\begin{aligned} \text{③現場管理費率(被災地及び週休2日の補正後)} &= \text{②現場管理費率(補正後)} \\ &\times \text{被災地補正係数} \\ &\times \text{週休2日の補正係数} \\ &\text{※小数点第3位四捨五入2位止め} \end{aligned}$$

【補足説明】

- ・③において被災地補正係数及び週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、どちらも補正係数「1」として計算する。

以上